

前橋市地域公共交通再生協議会設置要綱

(目的)

第1条 前橋市地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を群馬県前橋市大手町二丁目12番1号に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 網形成計画の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条で規定する業務の終了までとする。

- 2 任期の途中で委員が交代したときは、後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき委員になるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第7条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 計画策定団体
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会・警察

- (5) 住民代表
- (6) 学識経験者
- (7) 国関係者
- (8) 群馬県関係者
- (9) 商工・観光関係者
- (10) その他、協議会が必要と認める者

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書類の持ち回りにより開催することを妨げない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の3分の2をもって可決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取り扱い)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、前橋市政策部交通政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月23日から施行する。